

## ルイ14世治世期(1659-1715)におけるバスティーユ監獄の機能

正本, 忍

<https://doi.org/10.15017/1955686>

---

出版情報 : 史淵. 129, pp. 47-89, 1992-03-25. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# ルイ14世治世期(1659-1715)に おけるバスティーユ監獄の機能

正 本 忍

## はじめに

ルイ14世治世期に関しては、すでに多くの研究がフランス絶対王政の理念と実態との乖離を指摘している。しかし、こと制度的側面に限定すれば、例えば治安行政や刑事裁判の側面に見られるように、この時期に王権の下への権力集中を指向する体制の整備が進んだといえるであろう。このような時期、王権による臣民統治のあり方を見る上で注目すべきものに封印状 *lettre de cachet*<sup>(1)</sup> と国家監獄 *prison d'Etat* がある。国家監獄は封印状による囚人のみを専ら投獄した国王直轄の監獄であり、全国におよそ40を数えたが、なかでも王権による専制の象徴と見做された監獄バスティーユはとりわけ注目に値する。

この監獄に関する研究は、前世紀半ばから今世紀初頭にかけて、国内外に四散した関係文書を収集・編纂したラヴェソン F. Ravaisson や囚人のリストを作製したファンク=ブランタノ F. Funck-Brentano らによって基礎づけられた<sup>(2)</sup>。しかし、その後研究は長く進展を見せず、ようやく最近になって2つの方向性を持つ新たなアプローチが現われる。一つは、ファンク=ブランタノによる囚人リスト（以下「リスト」と略す）<sup>(3)</sup>に統計的処理を施し、数字によって投獄の実態を示そうとする方法である。ケテル C. Quétel、コトレ M. Cottret らによって導入されたこのアプローチはクリミナリテ *criminalité* 研究に見られる犯罪社会学的手法を援用したものであるが、<sup>(4)</sup>彼らはこの方法によって、投獄される囚人の側からバスティーユの機能に光を当てている。つまり、投獄する王

権の側から明確な形で規定されないこの国家監獄を<sup>(5)</sup>、投獄の実態の方から逆に規定しようというのである。もう1つは、バステューそれ自体でなく、その「神話」に対するアプローチである。従来の研究がこの監獄の暗黒の「神話」を否定し、その実態を明らかにしようと努めたのに対して、コトレらの研究<sup>(7)</sup>に見られるこの傾向は、逆に、「神話」の理解なくしてこの監獄の実像、あるいはその存在理由は理解し得ないとする。「国王の城塞の歴史と神話」という副題を持つコトレの研究の序文においてショーニュ P. Chaunu は明言する、「理解すべきはその歴史ではなく、逆説的ではあるが、その神話なのである」と<sup>(8)</sup>。

確かにこれらの傾向はバステュー研究に新たな地平を開いた。しかし、「神話」を含めたバステューの全体的理解に到るには、未だ監獄としての機能は十分に解明されたとは言い難い。<sup>(9)</sup>例えば、バステューと裁判機構の関わりの問題については殆ど言及されていないし、この監獄を統治構造全体の中に位置づける試みも未だ為されずにいる。以上のような研究史上の新たな動向及びそれらの欠落を踏まえた上で、筆者はすでに、バステューにおいて投獄等の様々な決定に関して国王の下へ権限が集中されていたことを見、<sup>(10)</sup>この監獄が反王権的色彩の濃い犯罪に関与した者を対象としていたことを明らかにした。<sup>(11)</sup>本稿では、治安機構、裁判機構を含む当時の統治構造の中であってバステューが統治装置として果たした役割を検証することにした。

以下、ラヴェソンの『バステューの古文書』(以下『古文書』と略す)<sup>(12)</sup>とファンク=ブランタノの「リスト」を主史料として用いながら、まず、封印状とともに国務卿 *secrétaire d'Etat* から治安総代理官 *lieutenant général de police* に発送された投獄命令書、及びバステューの総督副官 *lieutenant du roi* デュ=ジュンカ Du Junca の記した収監日誌(以下「日誌」と略す)を分析することによって、王権がバステューにどのような働きを想定して投獄したかを明らかにする。続いて、囚人がどのように拘禁されどのように出獄されたかを見ることによって、バステューにおける拘禁の実態を分析する。その上で、絶対王政期にこのような装置が必要とされた理由、すなわちバステューの存在理由を明確にしてみたい。

## 註

- (1) 封印状は国王の意志を知らしめる書状の一種で、高等法院による登記を必要とせず、国王の署名と國務卿の副署だけで発効する。従って、国王のすぐれて直接的かつ専断的な意志表現となり得るわけで、実際この封印状によって国王は、正規の訴訟手続を経ず全く恣意的にそして全く秘密裡にいかなる人物も投獄することができた。封印状に関する主要な研究としては以下がある。Chassaigne(A.), *Des lettres de cachet sous l'Ancien Régime*, Paris, 1903; Funck-Brentano(F.), *Les lettres de cachet*, Paris, 1926.
- (2) Ravaisson(F.), *Archives de la Bastille, d'après des documents inédits*, Paris, 1866-1904; réimp. Genève, 1975, 18 vol. (以下 *Archives* と略す); Funck-Brentano(F.), *La Bastille d'après ses archives*, *Revue historique*, t. XLII(1890), p. 38-73, 278-316 (以下 *ses archives* と略す); Bournon(F.), *La Bastille*, Paris, 1893.
- (3) Funck-Brentano(F.), *Les lettres de cachet à Paris. Etudes suivies d'une liste des prisonniers de la Bastille (1659-1789)*, Paris, 1903. (以下 *Etudes* と略す) もともとバステューには厳密な形での囚人名簿は存在せず、このリストは、ファンク=プランタノが投・出獄時の封印状、断片的に残存する収監日誌等を用いて作製したものである。ここには囚人の氏名、社会的出自、投・出獄(あるいはその命令)の日付、関与した犯罪の内容、出獄形態、時に訴訟の内容などが含まれる。
- (4) Emmanuelli(F.-X.), "Ordres du Roi" et lettres de cachet en Provence à la fin de l'Ancien Régime. Contribution à l'histoire du climat social et politique, *Revue historique*, t. CCLII(1974), p. 357-392; Quétel(C.), *De par le Roy; Essai sur les lettres de cachet*, Toulouse, 1981; Cottret(M.), *La Bastille à prendre. Histoire et mythe de la forteresse royale*, Paris, 1986.
- (5) バステューを制度的に規定し得るものとして封印状が考えられるが、王権は封印状もまたいかなる形でも規定していない。この点についてエスマン A. Esmein は次のように指摘する。すなわち、「刑事裁判についての諸法は封印状の使用について何も語らなかった。その本質によって専断的であるものを規定しなかったのである。」Esmein(A.), *Histoire de la procédure criminelle en France: XIII<sup>e</sup>-XIX<sup>e</sup>*

*siècle*, Paris, 1882, p. 257.

- (6) 無実の者が独房に投獄され、拷問を加えられ、食物を与えられないまま苦悩のうちに死に至る、といったこの監獄の「神話」は、とりわけ18世紀半ば以降、ランゲ Linguet やラテュド Latude ら元四人のメモワール、鉄仮面伝説などによって民衆の間に広く流布することになる。Func-k-Brentano, *ses archives*, p. 38-40; Cottret, *op. cit.*, p. 105-150. なお、ランゲのメモワールには邦訳がある。ランゲ『バスチーユ回想』安斉和雄訳、現代思潮社、1967年。
- (7) コトレの研究の他に以下がある。Lusebrink (H.-J.) et Reichardt (R.), *La “Bastille” l’imaginaire social de la France à la fin du XVIII<sup>e</sup> siècle (1774-1799)*, *Revue d’histoire moderne et contemporaine*, t. 30 (1983), p. 196-234; Amalvi (Ch.), *La légende noire de la Bastille dans l’historiographie et la littérature politique en France : 1830-1940*, *Histoire et conscience historique à l’époque moderne. Actes du Colloque de 1986* (Bulletin n° 11), Paris, 1987, p. 85-112.
- (8) Cottret, *op. cit.*, p. 10.
- (9) ケテルの最新の研究 Quétel (C.), *La Bastille. Histoire vraie d’une prison légendaire*, Paris, 1989 にはバスチーユの機能に関する若干の指摘が見られる。
- (10) 拙稿「ルイ14世親政後半期(1690-1715)におけるバスチーユ監獄—フランス絶対王政の統治構造に関する一考察—」『西洋史学論集』第27輯(1989)、25-41頁。
- (11) 拙稿「ルイ14世治世期(1659-1715)におけるバスチーユ監獄—クリナリテ研究ノート—」『西洋史学論集』第29輯(1991)、29-45頁。
- (12) この文書集には、国務卿及び治安総代理官が発した書簡、彼らが受け取った書簡、総督副官による収監日誌、在仏各国大使の本国への報告、尋問調書などが含まれる。

## 第1章 処分としての投獄

バスチーユの監獄としての機能を見る場合、まず、アンシアン・レジーム期、教会で用いられた場合を除いて、投獄は原則的に刑罰と見做されてはいな

かったことを想起せねばならない。<sup>(1)</sup>一般の監獄 prison の機能は主として、裁判の間被告人の身柄を拘束しておくこと、すなわち未決勾留と、債務者に負債の返済を強制することにあつた。<sup>(2)</sup>さらに当時、乞食、浮浪、売春婦などいわゆるマルジノー marginaux に対するフーコー M. Foucault のいう「大いなる閉じ込め grand enfermement」のための強制収容施設 maison de force もあつた。<sup>(3)</sup>しかしながら、確かに未決勾留のための投獄や負債者の投獄は若干は見られたものの、バスティーユにおいてこれらの投獄は重要な意味を持つものではなかつた。また、マルジノーの「閉じ込め」政策に対応するような投獄もまず皆無と言ってよい。それではバスティーユの担った役割とは何であつたか。

検討を進めるにあつてもう1つ留意すべき点がある。拘禁中王権側が囚人に対して行なつた手続は、原則として投獄後24時間以内に行なわれる尋問、裁判、及びプロテスタントを対象とするカトリックへの改宗の強制のみである。また当時、法的には禁錮刑も懲役刑も存在していないから、バスティーユにおいては身柄の拘束それ自体にもかなりの重要性があると考えられる。それでは単に拘禁することによって王権は囚人に対して何をし得るのであろうか。

### 1. 対プロテスタント政策—改宗の強制、人質、出国阻止

まず、「R. P. R.、スパイ行為」のためにフォル=レヴェク For-l'Evêque 監獄からバスティーユへ移送された公証人ピエト Piet<sup>(5)</sup>の投獄を、宮内卿 secrétaire d'Etat de la maison du roi は次のように書いている。「国王陛下は彼がカトリックに教化されるまで彼をバスティーユに投獄させるのが適当と判断された。」<sup>(6)</sup>この囚人の投獄目的が改宗の強制であつたことは、「日誌」に「リグレ Riglet 神父に改宗させるためにここに連行された」とあることから確認できる。<sup>(7)</sup>また、あるプロテスタントの夫婦の逮捕・投獄命令には、「国王陛下は、ラ・フォンテーヌ La Fontaine とその妻を、彼らが国外へ脱出させた疑いのあるその息子を出頭させる時までバスティーユに投獄させることを決意された」とある。<sup>(8)</sup>つまりこの夫婦は息子を強制的に帰国させるために投獄されたのである。彼らの処遇もその目的に対応している。宮内卿はバスティーユの総督に対して、「ラ・フォンテーヌ夫妻は、彼らが出国させた彼らの息子を連れ戻させるためだ

けに投獄されているので」と書き送り、面会許可を与えている。<sup>(9)</sup>また、彼らは自分たちの世話のため従者を1人連れていた上、異例の夫婦同房を治安総代理官によって認められてきているのである。<sup>(10)</sup>

さらに、プロテスタントとして投獄された海軍将校 デマレ=エルパン Desmarais-Herpin<sup>(11)</sup> について、宮内卿は「いかなる罪にも問われてはおらず、国王陛下はただ彼が王国外に出してしまうことを懸念しておられるだけである」と書いている。より具体的に言えば、「国王陛下は、彼が敵国に仕官しに行くために出国することはないという保証を得ることを望んでいらっしゃる」のであった。<sup>(12)</sup>この将校は「囚人に対して許し得るあらゆる自由」を許され、改宗を強制された様子もなく、単に拘禁されただけであった。<sup>(13)</sup>

地方でアンタンダンによる激しい迫害が行なわれたのに対して、パリではバステューや修道院への投獄という比較的穏やかな措置が取られたとされるが、<sup>(14)</sup>ここに見るようにバステューは、地方での強硬政策とは全く異なった、かなり穏やかな対プロテスタント政策に用いられていたのである。

## 2. 対貴族政策—懲罰、矯正

中隊長 capitaine モンモランシー Montmorency<sup>(15)</sup> は、デュ=ジュンカによれば、「帰休許可 congé を得ることなく」「軍隊を離れた罰として」投獄されている。<sup>(16)</sup>これに続いて「国王命令は、8日後彼を出獄、釈放させる旨記載している」とあるから、投獄の時点でこの将校の処分はすでに決定されていたわけである。この将校は自らバステューに赴くよう命ぜられているが、<sup>(17)</sup>これはすなわち逮捕・連行という不名誉を免除されているわけで、投獄によって彼に苦痛を強いるというより国王の不興に対する考慮を促す程度が意図されていたのではなからうか。実際、「懲罰」を目的とする他の投獄例を見ても、特別に苦痛を与えるような措置が取られた形跡はない。従って、ここではバステューにおける8日間のいわば謹慎処分として投獄されたということにならう。<sup>(18)</sup>

また、同様に「陛下の許可なく自分の連隊を去った」連隊長 colonel クルアール Kerouart 伯爵<sup>(19)</sup>の投獄は、別の観点から興味を引く。この囚人も最初から8日間の拘禁が予定されているが、それは「陛下の許可なく自分の連隊を決して<sup>(20)</sup>

離れないように」この連隊長に教えるためであった。<sup>(21)</sup>同様に、「青年期の無分別な行動」のために投獄された中隊長カファロ Caffaro<sup>(22)</sup>の投獄命令には、「もっと節度を持つことを学ぶために、バステューユでしばらくの間過ごすのがよいであろう」とある。<sup>(23)</sup>デュ=ジュンカはこれを「放蕩と未熟さの罰のためだけに投獄」と記している。<sup>(24)</sup>注目すべきは、釈放の際、宮内卿宅にこの将校を連行するよう総督に対して指示が為されていることである。これは宮内卿が「陛下の命により彼を叱責しなければならない」<sup>(25)</sup>からであった。

以上に挙げた事例は懲罰のための投獄、あるいは生活態度の矯正のための投獄と言うことができ、国王は投獄を介して「臣民の父」というべき役割を果たしている。ルイ14世の対貴族政策は、旧貴族層を宮廷貴族として取り込み、無力化したことに特徴があったが、ここで貴族に対していわば保護者として国王が立ち現われるのは、このようなルイ14世の対貴族懐柔政策の一面を示すものとも考えられよう。

ところで、この懲罰あるいは矯正という投獄目的は、単に王権側のみならず、その名誉を守ろうとする家族の側からも求められる。すなわち、「リスト」の記すところの「家族の要請による囚人 prisonnier de famille」は、家族（通常父親）によって当局側に投獄を要請され、家族の費用によって拘禁される。<sup>(26)</sup>例えばドンズィ Donzy<sup>(27)</sup>侯爵の例を見てみると、バステューユやその他で続けられる拘禁について、デュ=ジュンカは、「家庭の事情及び父公爵殿が懲罰によって矯正することを望んでおられる、ちょっとした未熟さのためでしかない」と書いている。<sup>(28)</sup>ラヴェソンによれば、これはこの侯爵がある小ブルジョアの未亡人と内密に結婚することを阻止するために取られた措置であった。<sup>(29)</sup>但し、このような家族の要請に基づく投獄は一般的に18世紀に入って激増するが、バステューユにおいては17、18世紀を通じてさほど多くはなかった。<sup>(30)</sup>

懲罰や矯正のための投獄は軍規違反や決闘、不品行をした貴族や将校に多く見られる。戦争の頻発した当該時期、軍規の確立は勿論急務とされたであろうが、「家族の要請による囚人」の存在を考慮すれば、さらに進んで、この時期王権が指向していた社会全般に対する規律の浸透、すなわち「社会的紀律化」<sup>(31)</sup>の



より高い社会層への適用がこのようなバステューユへの投獄という形を取って現われたとも考えられるのである。

### 3. 外交政策—外交的配慮

郵便職員2名（バルビエ Barbier、カヴォア Cavois<sup>(32)</sup>）の投獄命令を見よう。外務卿 *secrétaire d'Etat des affaires étrangères* は治安総代理官に対してまず、「昨年行なわれた処罰にも拘らず、手製雑誌 *gazettes à la main* の作者の放縦が非常にひどいので、公衆の手紙の安全が著しく損なわれている」と書く。外務卿は続ける。これは手製雑誌の作者と郵便職員が共謀して人々の手紙を勝手に開封し、様々な情報を得ているからであり、教皇大使 *nonce* も自分の書簡が開封されたと抗議している。かくて、「国王陛下の利益及び公衆の利益は、この場合、この大使を満足させて当然という陛下の御希望と合致するので」、この2人の投獄が決定されることとなったのである。さらに、逃亡阻止のため「可能な限り内密に」逮捕するよう外務卿は指示し、「しかし、彼らが逮捕された後では、このニュースが流布すること、特に教皇大使がこのことを知られることが必要だ」と付け加えている。<sup>(33)</sup> 外交的配慮が明白に見て取れるであろう。

### 4. 裁判、治安に関係する政策—裁判からの保護、予防拘禁、見せしめ

最初に、「狩猟の際アムロ Amelot 氏の息子を射殺した」クレルモン=トネール Clermont-Tonnerre 伯爵<sup>(34)</sup> の投獄例を見よう。この殺人のことはサン=シモン Saint-Simon がメモワールに記しており、<sup>(35)</sup> 当時広く知られていたと考えられるから、赦免状 *lettre de grâce* が承認されるまでの間、彼は常に裁判の危機にさらされていたはずである。ところが、彼の投獄6日前付の宮内卿の書簡に次のようなくだりがある。「彼がパリに帰り次第、彼が手に入れた赦免状の承認を待たずして、トネール伯爵夫人は息子をバステューユに送り込むつもりである。<sup>(36)</sup>」実際、この書簡の7日前付で1年間の拘禁を明記した投獄命令が発送されている。<sup>(37)</sup> 従って、赦免状を与えた国王の意図は、バステューユ投獄の決定によって、この伯爵を裁判から確実に免除することにあつたと考えられるのである。<sup>(38)</sup>

また、瀆職行為で投獄された郵便職員アンフレ Hainfray<sup>(39)</sup> の例も興味深い。投

獄後およそ1月して、真相の解明を感謝して外務卿が治安総代理官に書き送った書簡には以下のようにある。「公衆が真相の発見と犯人の処罰に自ら利害関係があると思っていること、及び公共の安全を害する重罪の裁判が高等法院に任されないのは何故かと多くの人々が尋ねることは確実である。もしアンフレにいくらか分別があるとすれば、あなたの手を離れぬようあらゆることをするはずだ。というのも、一度厳格な高等法院に委ねられたら恩赦は望めないからで、このことを避ける唯一の方法は、あなたに素直に供述することであり……。」<sup>(40)</sup>つまり、バステュー投獄の方が高等法院での裁判よりも穏やかな措置ということであり、バステューはこの囚人を高等法院から保護していることになる。

いずれの事例もバステューへの投獄が囚人を裁判から保護しているわけであるが、ここでは、アンシアン・レジーム期を通じて進行したとされる刑罰の緩和の傾向をここに認めるといふよりむしろ、国王が被疑者の取調べと処分についてイニシアティブを保持しているという点に留意すべきであろう。

次に見るのは「反国王の陰謀」の廉で投獄された教会参事会員ランベール Lambert<sup>(41)</sup>の例である。彼は出身地であるフランシュ=コンテに隠遁しようとして、国王によって入国を禁じられていたにも拘らず、その途中パリに立ち寄って逮捕されている。この男をフランシュ=コンテに行かせるのは危険だと、治安総代理官は宮内卿に報告する。「なぜなら、彼は才気のある男であり、この地方で国王への奉仕 service du roi に反する行動をする可能性があるからです。このために彼は（バステューに）送られてきたのです。」<sup>(43)</sup>つまり、この投獄は犯罪を未然に防ぐためのものであり、予防拘禁と見做すことができる。この他、「リスト」の言う「疑わしき外国人」の多くは、王国の安全保障に関わる犯罪を未然に防止するための投獄と考えることができる。このような予防拘禁にはまさしく些細な容疑だけで専断的に身柄を拘束できるシステムが前提となるのである。

さらに、北米出身の商人フルリ Fleury は、海軍将校を買収して植民地に商品を運ばせていたために投獄されることとなった。<sup>(44)</sup>投獄命令によれば、この投獄は「陛下が何かの見せしめによってこれらの悪弊を止めさせることを望まれた」

からである。<sup>(45)</sup>この投獄が見せしめのためだけに行なわれたことは、これに続く次のくんだりからも明らかである。すなわち、「バスターユに彼をしばらく留めておだけでよい。これは、噂が港中に拡まって、この恥ずべき商売に参与している者たちが以後それをするのを恐れるようにである。」従来の研究は秘密裡の投獄を強調してきたが、<sup>(46)</sup>ここでは投獄が広く知られることが必要とされている。連行・投獄は秘密裡に行なわれたとはいえ、その情報が漏れた事例も若干ながら見られる。治安官吏によって理由も告げられず突然逮捕、連行され、しかも法廷に引き出されないとすると、噂は大変広まったであろうし、同時代人はバスターユへの投獄を想起したであろう。<sup>(47)</sup>この事例では秘密のヴェールに閉ざされたバスターユの恐怖のイメージこそが重要なのである。<sup>(48)</sup>

以上の事例においては、改宗の強制を除けば、バスターユに求められているのは、身柄を拘束、あるいは確保すること自体であった。つまり、バスターユへの投獄自体が1つの処分と見做せるのである。バスターユは拘禁するだけで上述のように多様に機能していた。ここではバスターユ投獄の政策と直結した政治的側面を見ると同時に、王権が高等法院の介入を排除していたこと、またバスターユの抑圧的なイメージを巧みに利用していたことも確認できた。

## 註

- (1) 1670年の刑事王令第25篇13条に規定されている刑罰体系には禁錮刑は存在しない。*Rucueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 429 jusqu'à la Révolution de 1789*, éd. par Isambert et autres, Paris, t. XVIII, s. d., p. 417.
- (2) Grand(R.), *La prison et la notion d'emprisonnement dans l'ancien droit*, *Revue historique de droit français et étranger*, t. XIX(1941), p. 78.
- (3) M. フーコー『狂気の歴史—古典主義時代における—』田村俶訳、新潮社、1975年、第1部第2～4章参照。
- (4) 負債や破産で投獄された者は当該時期12名にすぎない。拙稿「クリミナリテ研究ノート」、39頁。未決勾留のための投獄に関しては本稿第2章註(2)を参照。

- (5) *Etudes*, p. 145, n° 1902. なお、R. P. R. とは「いわゆる改革された宗教 Religion Prétendue Réformée」の略で、当時プロテスタントはこう呼ばれた。
- (6) *Archives*, t. XI, p. 245, <Pontchartrain à M. Pinon, intendant de Dijon, 26 mars 1705> .
- (7) *Ibid.*, p. 245. <Journal de M. Du Junca> . (以下 <Journal> と略す)
- (8) *Archives*, t. X, p. 2, <Pontchartarain à M. de La Reynie, 5 septembre 1693> . 囚人2名については *Etudes*, p. 111, n° 1510, 1511.
- (9) *Archives*, t. X, p. 3, <Pontchartrain à M. de Besmaus, 14 septembre 1693> .
- (10) *Ibid.*, p. 2-3, <Journal> . ラヴェソンによれば、両性は常に分けられたという。  
*Archives*, t. I, p. XVIII.
- (11) *Etudes*, p. 110, n° 1503.
- (12) *Archives*, t. X, p. 1, <Pontchartrain à M. de Besmaus, 25 avril 1693> .
- (13) *Ibid.*, p. 2, <Pontchartrain à M. Herpin, 27 juin 1693> .
- (14) Quétel, *De par le Roy*, p. 66. 宮内卿セニユレー Seignelay は総督に対して次のように書き送っている。「あなたはバステューにいる R. P. R. の人々を改宗せざるを得なくすることによってのみ陛下を喜ばせることができるでしょう」。 *Archives*, t. VIII, p. 362, <Seignelay à M. de Besmaus, 14 janvier 1686> .
- (15) *Etudes*, p. 137, n° 1815.
- (16) *Archives*, t. XI, p. 124, <Journal> .
- (17) *Ibid.*, p. 124, <Chamillart à M. de Montmorency, 2 octobre 1703> . このように治安官吏による逮捕・連行を免れ、自らバステューに赴く事例は、軍規違反や決闘の廉で投獄された貴族や将校にしばしば見られる。
- (18) この囚人は実際に8日後、「期限が切れて」釈放されている。 *Ibid.*, p. 124, <Journal> .
- (19) *Etudes*, p. 137, n° 1818.
- (20) *Archives*, t. XI, p. 125, <Chamillart à M. d'Argenson, 18 octobre 1703> . 但し、このように投獄時に拘禁期間が指示されている事例は稀にしか見られない。
- (21) *Ibid.*, p. 124, <Chamillart à M. d'Argenson, 14 octobre 1703> .

- (22) *Etudes*, p. 121, n° 1630.
- (23) *Archives*, t. X, p. 276, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 14 juillet 1700> .
- (24) *Ibid.*, p. 278, <Journal> .
- (25) *Ibid.*, p. 280-281, <Journal> .
- (26) この種の投獄に関する研究については拙稿「クリミナリテ研究ノート」Ⅲ註14を参照。
- (27) *Etudes*, p. 116, n° 1573.
- (28) *Archives*, t. X, p. 149, <Journal> .
- (29) *Ibid.*, p. 148, n. 2.
- (30) コトレによれば、ルイ14世治世期26名、ルイ15世治世期11名、ルイ16世治世期4名である。Cottret, *op. cit.*, p. 38, 52, 66.
- (31) この観点について具体的には G. エーストライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年、233-258頁を参照。
- (32) *Etudes*, p. 156, n°s 2022, 2023.
- (33) *Archives*, t. XI, p. 429-430, <Torcy à M. d'Argenson, 11 mars 1708> .
- (34) *Etudes*, p. 155, n° 2015.
- (35) *Mémoires de Saint-Simon*, édités par Boislisle (A. de), Paris, 1918, t. XV, p. 254-256.
- (36) *Archives*, t. XI, p. 404, <Pontchartrain à M. de Saint-Mars, 4 décembre 1707> .
- (37) *Ibid.*, p. 403-404, <Pontchartrain à M. de Saint-Mars, 27 novembre 1707> .
- (38) ケテルによれば、「国王はすべての訴訟手続を退けて1年間フィリップ・ド・クレルモン＝トネールをバスティユに投獄させることによって決着をつけた」のである。Quétel, *La Bastille*, p. 218.
- (39) *Etudes*, p. 159, n° 2066. この瀆職行為の内容ははっきりしないが、ラヴェソンの分類に従えば、手紙を開封し中味を人に漏らして金を得ていたようである。
- (40) *Archives*, t. XI, p. 431, <Torcy à M. d'Argenson, 23 décembre 1709> .
- (41) *Etudes*, p. 106, n° 1463.

- (42) 『古文書』には1689年当時バステューユに拘禁中のランペールの国外追放命令が収録されているが (*Archives*, t. IX, p. 27, <Louvois à M. de La Reynie, 20 avril 1689>)、「リスト」によれば1689年以前にこの囚人らしい人物の投獄記録はない。
- (43) *Archives*, t. IX, p. 31, <M. de La Reynie à Pontchartrain, 23 juillet 1691> .
- (44) *Etudes*, p. 151, n° 1974 ; *Archives*, t. XI, p. 357, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 16 mars 1707> .
- (45) *Ibid.*, p. 357, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 16 mars 1707> .
- (46) *Archives*, t. I, p. XV-XVI.
- (47) コトレは、人々の失踪とバステューユが強く結び付いてイメージされていたと指摘する。Cottret, *op. cit.*, p. 165-166.
- (48) 1681年初頭のジャンセニストたちの誹謗文書に関連した一連の投獄を本国に報告する際、ヴェネツィア大使は次のように書き記している。「脅迫と拷問とによって、彼らはこれらの風刺文書の作者と加担者を自白するように強いられるでしょう。」 *Archives*, t. VIII, p. 19, <L'ambassadeur Foscarini à Contarini, doge de Venise, 19 mars 1681> .バステューユに対するこのようなイメージは「見せしめ」のために必要であると同時に、「外交的配慮」のためにも有効である。例えば、その著書においてヴェネツィア共和国を厳しく批判したアムロという人物は、この著作が陸軍卿に献呈され、しかも王立印刷所で印刷されたにも拘らず、強硬に抗議したヴェネツィア大使に対する「単に純然たる償い」として投獄されている。*Ibid.*, p. 93-94 ; *Etudes*, p. 52, n° 673.

## 第2章 処分決定のための投獄

先述したように、拘禁中に囚人に対して行なわれたのは尋問、裁判、改宗の強制だけであったが、このうち改宗の強制は、当局が聖職者に依頼してカトリックへの教化を施させるもので、プロテスタントを対象としていた<sup>(1)</sup>。また、裁判の場合、「リスト」によれば当該時期およそ14%の囚人が訴訟に付されたと考えられるが、その殆どは投獄の時点では裁判を受けることが決定されていたわけ

ではない。<sup>(2)</sup>従って、当局が囚人全体を対象として行なったのは、尋問だけと考えられる。また例えば、様々な不品行をした靴職人ティスロン Tisseron<sup>(3)</sup>らの投獄命令において、宮内卿は「この命令はまさしくバステューで、告発されていることについて彼らが迅速かつ徹底的に尋問されるために他ならない」と強調していること<sup>(4)</sup>、投獄命令がしばしば尋問命令を伴い、これとは別に拘禁中に多く尋問命令が出されたことから見ても、尋問はバステュー投獄の極めて重要な目的であったといえる。

それでは尋問は何のために必要であろうか。この問題を検討するにあたってまず、「反国王の発言、マントノン夫人に対する誹謗文書、及びイギリスへの疑わしき旅行」の廉で逮捕された国王お抱えの花作り？ fleurist du roi コトゥロー Cottereau<sup>(5)</sup>の投獄例を見よう。宮内卿は治安総代理官に対して、「あなたは迅速に彼を尋問しなければならない。そしてまた、彼が何について罪があるのか、高い出費をして長い間バステューに留めておくのに値しないような男をどうするのが適切か、検討しなければならない」と命じている。<sup>(6)</sup>同様に、国王に対して暴言を吐いた元修道士クルトワ Courtois<sup>(7)</sup>の投獄・尋問命令によれば、国王は尋問によって「彼の悪しき発言の証拠を捜し出すこと」を望んでおり、「その後で彼をどうすべきか検討される」ことになる。<sup>(8)</sup>以上の例は、尋問が被疑者の取調べと彼に対する処分の決定のために必要であることを示している。

さらに、セヴェンヌ Cévennes 地方のプロテスタントと内通していたと偽って2人の人物を告発した庭師フロケ Floquet<sup>(9)</sup>の投獄例を挙げよう。この誣告事件に関する治安総代理官の報告書を宮内卿から説明されて、国王は「この罪は処罰に値する」と判断している。これを受けて宮内卿は、次の3つの処罰方法を治安総代理官に提示し、彼の見解を求めている。第一に、「この事件を引き起こした人物を逮捕させ、手続を経ずに、彼らに罪を自白させた後で、監獄によって彼らを罰するやり方」。これは「手続を経ずに」とされていることから封印状による投獄と考えられる。第二に、「問題をより真剣に受け取って、彼らに対して訴訟を起こすことをあなたに任せるやり方」。これは治安総代理官による

訴訟である。第三に、「最も普通で最も自然なやり方は、(中略) (誣告された2人が) 中傷者としてフロケー味の処罰のためにシャトレ Châtelet に告訴し、被害者に代わって国王検事 procureur du Roi がこのために必要な追求をする。<sup>(10)</sup>」最後がシャトレでの正規な訴訟手続ということになる。

しばらくしてこの庭師とその兄弟はバステューに投獄されるが、その際宮内卿は治安総代理官に「彼らに自らの欺瞞を認めさせるために」尋問するよう命じている。<sup>(11)</sup>つまり、投獄の時点では宮内卿は上記の3つの方法のどれも選んでいない。確かに、彼らは封印状によって投獄されているが、まだ自白は得られていない。つまり、ここでの投獄は確定された「処罰」ではなく、「処罰」の方法を決定するための一時的な処分としての身柄の拘束といえるのである。従って、投獄後もこの囚人に対する手続は進行する。尋問終了後、再び宮内卿は治安総代理官に見解を尋ねる。「このような重罪が罰せられないままになっているのは正しくない。私は、この種の悪人たちが国王評議会の臨時委任法廷 commission extraordinaire du conseil によって裁かれるべきであるのかどうか——恐らくこれが最善なのだろうが——あるいは彼らが処罰の形でバステューに留まるべきなのかかわからない。」<sup>(12)</sup>つまり、投獄前の時点では処罰の方法を3通り示した宮内卿はここでは2通り、すなわち、国王評議会の臨時委任法廷での裁判と懲罰としてのバステューでの拘禁継続を提示しているのである。結局、この囚人に対して訴訟を起こすことを国王は決定したが、<sup>(13)</sup>以上に見たように、バステュー投獄によってこの誣告犯に対する最終的な措置が決定されたのであった。

このように被疑者の処罰の方法、あるいは処罰するかどうかを含めて広い意味での被疑者の処分を決定するために必要な、事件の全貌解明のための投獄がバステューでは最も多く見られる。尋問はこのためにシャトレから派遣されているコミセール commissaire あるいは治安総代理官自身が行っていた。この尋問の調書とそれに添えられる治安総代理官の見解が国務卿を介して国王に報告され、国王によって囚人の処分が決定されることになる。バステューへの投獄は刑罰の宣告ではなく、しかも通常、投獄の時点では投獄すること以外



何も決まっていなから、投獄は最終的な処分、あるいは確定された処分とはいえない。従って、囚人の処分は拘禁中の尋問を経て決定されねばならない。そもそもバスティーユの場合、封印状という専断的な手続を介して投獄されるので、投獄に要件があった形跡はない。つまり、被疑者の容疑の程度に関わりなく投獄可能なわけで、容疑の程度を見極めるには投獄後の尋問が必要である。逆に言えば、王権にとって、些かの疑いでもあればとりあえず投獄し、それから取り調べて対応を決めることが可能であった。

さて、尋問のための投獄を考える際、興味深い事例として、スパイとして逮捕、フォル＝レヴェックに投獄されていたイギリス在住の仕立屋オリビエ<sup>(14)</sup> Olivier の例がある。この仕立屋に関して、陸軍卿 *secrétaire d'Etat de la guerre* は、「尋問のために彼をバスティーユの城塞に収容する方が適切とあなたが判断するのであれば」そのための命令を発送する準備がある、と治安総代理官に伝えている。<sup>(15)</sup> この書簡の後しばらくしてオリビエはバスティーユに移送されて尋問を受け、約1月後には再びフォル＝レヴェックに戻されている。つまり、この囚人は尋問する治安総代理官の便宜のためだけに一時的にバスティーユに移送されたと考えられる。ここで留意しておきたいのは、フォル＝レヴェックもまたパリにある国家監獄であること、<sup>(16)</sup> さらに、尋問は必ずしもバスティーユだけで行なわれたわけではないこと、<sup>(17)</sup> である。つまり、他の監獄ではなくなぜバスティーユで尋問されたかという疑問がここで生ずるのである。

この点に関して最初に見るべき事例は、国王に対する奉仕に障害をきたす発言をし、書物の密輸にも関わっていたらしい元近衛將校 *garde du corps* ダンピエール Dampierre<sup>(18)</sup> の投獄例である。治安総代理官に対して宮内卿は次のように書いている。「彼をまずバスティーユに投獄しなければならない。そこで(捕吏である)デグレ Desgrez の報告書に基づいて彼を尋問し、その後で、彼を直ちに送り込むべき場所を検討して欲しい。」<sup>(19)</sup> このように最終的な処分を決定するために、「まず」バスティーユに投獄し尋問するという王権のねらいは、封印状という簡潔で迅速な投獄手続に負うところ大であろう。また、ある通告に基づいてスパイ容疑で投獄されたケベック出身のフランス人商人ドゥリノ

<sup>(20)</sup> Delino について、宮内卿は治安総代理官に次のように尋問を命じる。「この通告はさほど詳しいものではないので、もし彼が無実であれば、陛下が彼を釈放され、彼が自分の用事を済ますことができるように」「できる限り早く」尋問しに行くようにと。<sup>(21)</sup>つまり、このような取調べの迅速さの中には、当局側の便宜のみならず、被疑者への配慮も見て取れるのである。

以上のような取調べの迅速さは拘禁の期間にも反映される。拘禁期間は通常、投獄の時点では指示されず、これに関する規定も確認されない。「リスト」により拘禁日数を算出すれば(表1参照)、1月から半年の間に出獄している囚人が最も多く(37.4%)、ついで1月未満(18.2%)、半年から1年(15.2%)と続いている。つまり、半年以内に半分、1年以内には実に7割の囚人が出獄しているわけである。このような拘禁の短さは、バステューにおいて迅速な取調べ・処分が求められていたことを示すものであろう。取調べの迅速さは反王権的犯罪に対処する際に極めて重要である。また、バステューには身分の高い人物がかなり多く投獄されていたことを想起しよう。この監獄は良好な処遇を提供することができ、しかも投獄自体は不名誉なこととは見做されなかったとされるが、<sup>(22)</sup>それでもやはり早い裁定が求められたことは想像に難くない。

ここで併せて留意したい点は、治安総代理官がバステューに深く関わっていたことである。バステューにおける様々な決定に治安総代理官の見解が大きく影響していたことはすでに指摘したが、<sup>(23)</sup>治安機構の頂点に立つ治安総代理官と直接に結び付くことによって、バステューでは当時の最高の捜査が行なわれ得るわけである。

2番目に挙げられるのは、幼女を誘惑した貴族ル・リエヴル Le Lièvre<sup>(24)</sup>の投獄例である。国王が「パリから追放することを望んでおられる」この男は、「その前に、告発されていることに関して彼を尋問しなければならない」ので投獄されている。<sup>(25)</sup>つまり、追放前に尋問のための一時的な投獄が最初から想定されていたのであるが、この投獄命令においてより注目すべきは、治安総代理官に対して「極秘のうちでの」尋問が指示されていることである。この破廉恥な事件に他の高位の人物の関与を予想したのであろう、宮内卿はいう、「尋問調書

表1 囚人の拘禁期間（関与した犯罪内容別、1659-1715年）

拘禁期間 犯罪内容	1月 未滿	1月 ～ 半年	半年 ～ 1年	1年 ～ 2年	2年 ～ 5年	5年 以上	不明	總計
「政治的な投獄」	61 (12.4)	172 (35.1)	79 (16.1)	60 (12.2)	44 (9.0)	74 (15.1)	67	557
スパイ行為	19 (8.6)	69 (31.2)	28 (12.7)	30 (13.6)	23 (10.4)	52 (23.5)	13	234
陰謀	22 (16.3)	42 (31.1)	33 (24.4)	17 (12.6)	13 (9.6)	8 (5.9)	15	150
反乱・騒動	10 (13.9)	35 (48.6)	12 (16.7)	5 (6.9)	4 (5.6)	6 (8.3)	14	86
言論統制違反	8 (18.6)	20 (46.5)	3 (7.0)	5 (11.6)	3 (7.0)	4 (9.3)	9	52
その他	2 (10.5)	6 (31.6)	3 (15.8)	3 (15.8)	1 (5.3)	4 (21.1)	16	35
濫職	18 (18.8)	28 (29.2)	14 (14.6)	13 (13.5)	15 (15.6)	8 (8.3)	21	117
偽造	16 (22.5)	26 (36.6)	11 (15.5)	10 (14.1)	5 (7.0)	3 (4.2)	14	85
出版統制違反	13 (7.7)	74 (44.0)	33 (19.6)	19 (11.3)	21 (12.5)	8 (4.8)	53	221
宗教	51 (18.8)	93 (34.3)	44 (16.2)	45 (16.6)	25 (9.2)	13 (4.8)	46	317
プロテスタント主義関係	39 (17.4)	76 (33.9)	37 (16.5)	42 (18.8)	19 (8.5)	11 (4.9)	36	260
ジャンセニスム関係	7 (30.4)	5 (21.7)	2 (8.7)	3 (13.0)	4 (17.4)	2 (8.7)	2	25
その他	5 (20.8)	13 (54.2)	4 (16.7)	0	2 (8.3)	0	8	32
風俗の壞乱	24 (11.1)	103 (47.5)	38 (17.5)	24 (11.1)	24 (11.1)	4 (1.8)	36	253
「毒殺事件」	5 (11.9)	9 (21.4)	4 (9.5)	6 (14.3)	14 (33.3)	4 (9.5)	22	64
その他	19 (10.9)	94 (53.7)	34 (19.4)	18 (10.3)	10 (5.7)	0	14	189
軍規違反	34 (44.2)	30 (39.0)	9 (11.7)	0	1 (1.3)	3 (3.9)	5	82
決闘	6 (50.0)	4 (33.3)	0	2 (16.7)	0	0	7	19
家族の要請	0	5 (33.3)	2 (13.3)	3 (20.0)	1 (6.7)	4 (26.7)	12	27
その他	29 (16.7)	70 (40.2)	28 (16.1)	27 (15.5)	12 (6.9)	8 (4.6)	37	211
犯罪内容不明	77 (36.0)	69 (32.2)	18 (8.4)	18 (8.4)	20 (9.3)	12 (5.6)	206	420
總計 (%)	329 (18.2)	675 (37.4)	275 (15.2)	221 (12.2)	168 (9.3)	137 (7.6)	504	2309

Funck-Brentano(F.), *Les lettres de cachet à Paris. Etudes suivies d'une liste des prisonniers de la Bastille(1659-1789)*, Paris, 1903, p. 9-181 より作製。 ※数字は囚人数。( )は%。ここで百分率は情報の明瞭な者の全体を100として算出されている。以下の表もこれに倣う。

はあなたとあなたの書記官にしか知られないので、この事件に関わったことが判明されるであろう(人物の)家族に対して、いかなる損害も与えずにいることができる。」<sup>(26)</sup>つまり、ここでは、スキャンダルを起こさず秘密裡に捜査し、処分することが求められているのである。従って、この投獄は、家族の名誉に対する王権側の配慮と同時に、バステューの秘密保持性の高さを示すものといえる。

このようなバステューの持つ秘密保持性への王権側の期待は次の例からも確認できる。高位の者や聖職者を相手にして男色行為をしていたかつら師の息子デュプレソワール=ブラール Dupressoir-Bourart とその従者<sup>(27)</sup>について、宮内卿は治安総代理官に一般施療院 hôpital général への投獄の決定を伝え、その前に「告発されている犯罪について」彼らを尋問するよう命じている。<sup>(28)</sup>その際、彼は次のように付け加える。「対質 confrontation の必要は全く無いので、これは短期間の手続になるであろう。彼らのことが公衆に全く知られないようにすることをあなたが望むのであれば、数日間彼らをバステューに送り込んでよろしい。」当局は明らかに高位の者や聖職者の関与が引き起こすスキャンダルを避けようとしている。<sup>(29)</sup>対質によってこの事件に関与した人物を明らかにすることはできないから、事件の追求はこれらの処分決定済みの2名に対する尋問のみに留まらざるを得ない。投獄のおよそ1月後に獄中で自殺したこのかつら師の息子が偽名で埋葬されたことから見て、<sup>(30)</sup>この投獄では真相の解明以上に秘密保持が重視されたと考えられるのである。

囚人に関する秘密の保持は、バステューの外部との遮断性の高さ、警備の厳格さを前提とするものである。その点バステューはもともと王国で最も堅固な城塞で、常時およそ100名の守備隊で守られており、<sup>(31)</sup>情報は漏れにくかったであろうし、実際、脱獄は極めて稀であった。反王権的犯罪に関与した囚人の多さ故に、王権にとっては最も信頼できる監獄、すなわちバステューの必要性は高まるのである。

## 註

- (1) 例えば *Archives*, t. IX, p. 348, <Pontchartrain au curé de Saint-Paul, 30 avril 1698> を見よ。なお、ジャンセニストに対して教化が施された例は1例しか確認されない。*Archives*, t. XI, p. 400-403.
- (2) 裁判を前提とした投獄は親政後半期数例しか確認されないが<sup>8</sup> (例えば *Archives*, t. X, p. 218, <Pontchartrain à Barbezieux, 28 juillet 1699>)、前半期にはその明白な事例がある。1680年前後の「毒殺事件」によって投獄された64名のうち15名は、封印状ではなく、この事件を審理した「炬火法廷 *Chambre ardente*」の発した身柄の拘束令状 *décret de prise de corps* によってバステューに収監されている。*Etudes*, p. 61-67. アルスナル Arsenal に設置されたこの臨時の法廷は附属する監獄を持たず、それ故バステューがその附属監獄としての役割を果たしたのであろう。
- (3) *Etudes*, p. 155, n<sup>os</sup> 2011, 2012.
- (4) *Archives*, t. XI, p. 386, <Pontchartrain à M. d'Argenson, novembre 1707> .
- (5) *Etudes*, p. 117, n<sup>o</sup> 1584.
- (6) *Archives*, t. X, p. 160, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 7 mai 1698> .
- (7) *Etudes*, p. 137, n<sup>o</sup> 1810.
- (8) *Archives*, t. XI, p. 79, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 31 août 1703> .
- (9) *Etudes*, p. 148, n<sup>o</sup> 1940.
- (10) *Archives*, t. XI, p. 298, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 21 avril 1706> .
- (11) *Ibid.*, p. 298, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 5 mai 1706> .
- (12) *Ibid.*, p. 298-299, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 7 juillet 1706> .
- (13) *Ibid.*, p. 299, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 25 juillet 1706> .
- (14) *Etudes*, p. 162, n<sup>o</sup> 2093.
- (15) *Archives*, t. XII, p. 24, <Voysin à M. d'Argenson, 9 septembre 1710> .
- (16) この監獄については以下を参照。Chassigne, *op. cit.*, p. 118-119 ; Funck-Brennano, *Les lettres de cachet*, p. 195 ; Desmazes (C.), *Le Châtelet de Paris, son organization, ses privilèges*, Paris, 1867, p. 343-344.

- (17) 尋問はヴァンセンヌでも行なわれたし、逮捕後バスティーユへの投獄が決定されるまでの間、治安官吏宅で行なわれることもある。例えば、*Archives*, t. X, p. 124, <Pontchartrain à M. de La Reynie, 27 juillet 1696> , p. 414, <Journal> を参照。
- (18) *Etudes*, p. 116, n° 1575.
- (19) *Archives*, t. X, p. 149-150, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 27 mars 1697> .
- (20) *Etudes*, p. 110, n° 1499.
- (21) *Archives*, t. IX, p. 502, <Pontchartrain à M. de La Reynie, 9 janvier 1693> .
- (22) *Etudes*, p. XLIX, n. 4.
- (23) 拙稿「統治構造に関する一考察」、26-35頁。
- (24) *Etudes*, p. 128, n° 1717.
- (25) *Archives*, t. XI, p. 4, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 19 avril 1702> .
- (26) この囚人が「穴のうがたれた、堅く閉ざされた檻」の中に入れられたのもこのためと考えられる。*Ibid.*, p. 4, <Journal> .
- (27) *Ibid.*, p. 3, <Le commissaire Bizoton à M. d'Argenson> , p. 5-8, <Mémoire autograph de M. d'Argenson, paraphé par Lebel, 2 juin 1702> ; *Etudes*, p. 128, n°s 1720, 1721.
- (28) *Archives*, t. XI, p. 5, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 6 mai 1702> .
- (29) この点についてラヴェソンは次のように指摘する。「ここで問題となっている取るに足らない放蕩者たちにバスティーユの名譽を許すことによって、治安当局は(高等法院の)トゥルネル Tournelle 刑事部で行なわれる訴訟手続と薪山一犯人はこの上で生きながらに焼殺された—によって引き起こされるスキャンダルを避けることを望んだ。さらに当局は、共犯者に関する被告の供述を民衆の好奇心から免れさせ、それによって家族の名譽を保護しようとした。」*Ibid.*, p. 2, n. 5.
- (30) *Ibid.*, p. 8-9, <Journal> .
- (31) Funck-Brentano, ses archives, p. 52.

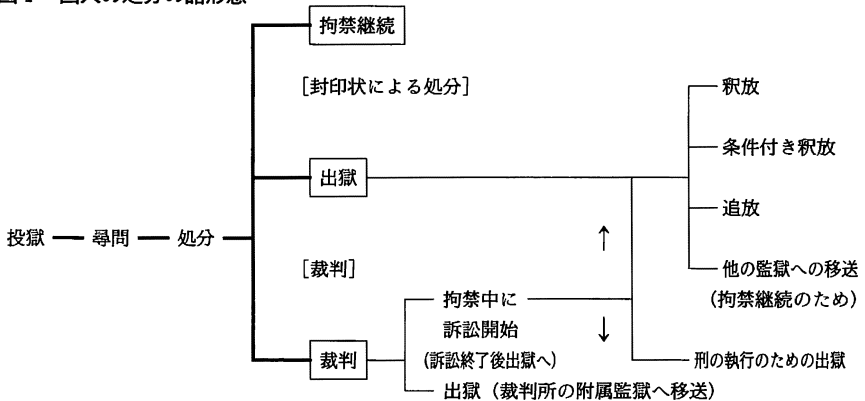
### 第3章 処 分

前章で見たように、バステューユの主たる機能は尋問による取調べ、処分の決定であった。本章では、その処分がどのようなものであったかを「リスト」によって明らかにする。

#### 1. 処分の諸形態

囚人に対する最終的な処分は拘禁中の取調べを経て決定され、図1に見るように、拘禁継続、裁判、出獄の3つに大別できる。以下、各々について詳しく見ていこう。

図1 囚人の処分の諸形態



#### (1) 拘禁継続

いくつかの理由によって処分の決定が延ばされ、結果的に拘禁が継続される事例は多く見られるが、<sup>(1)</sup>最終的な処分として拘禁継続が判断された事例も無いわけではない。オルレアンのシャトレの検事 procureur ベルトラン Bertrand<sup>(2)</sup>の例を見よう。彼は「文書偽造とセヴェンヌの叛徒たちとの関係」の廉で、「彼の書類をすべて検査し、彼が書いた報告書に彼の欺瞞の証拠を見い出す」ために投獄されている。<sup>(3)</sup>投獄後約10年を経た彼の処分に関して、治安総代理官は次のような見解を述べている。取調べの結果、「最も巧妙で最も特筆すべき文書偽造者の1人」であることが判明したので、この囚人は「公共の安寧のため

バステューユの中で長く忘れ去られねばならない」と。彼はさらに付け加える。しばしば釈放の契機となる講和の締結もこの囚人を釈放させ得ない。なぜなら、「彼は情報を捏造し、それを利用するために自らの釈放を悪用することしかできない」からである。<sup>(5)</sup>この囚人は結果的に投獄後22年目に71才で獄死するまで拘禁されたのであった。

この例では投獄当初の目的が達成された後もなお拘禁が続けられているわけで、再犯防止のための半ば終身刑のような拘禁継続と言える。封印状による拘禁は終身とはされ得なかったとされるが、<sup>(6)</sup>原則的に投獄時に拘禁期間が設定されるわけではなく、新たな封印状の発送によってしか出獄されないのであれば、制度的には終身の拘禁も可能だったといえる。もっともこのような事例は若干例しか見られず、<sup>(7)</sup>囚人の圧倒的多数は様々な形で出獄することになる。

## (2) 裁判

バステューユの場合、投獄は封印状を介したものであって、裁判を前提とするものではない。実際、裁判にかけるために投獄された例は少なく、殆どの訴訟は投獄後に尋問を経て決定されている。囚人に対する裁判には、バステューユに被疑者を拘禁したまま訴訟に付す場合と訴訟を担当する裁判所へ身柄を移送する場合とがあった。<sup>(8)</sup>

まず、囚人の訴訟を担当した裁判所を「リスト」によって見ると表2のようになる。バステューユがシャトレ及び臨時委任法廷と緊密な関係を持ち、高等法院とは一定の距離を置いていたことは明瞭である。次に、判決の内容を見ると(表3参照)、判決内容が判明している囚人の約3割が無罪とされた一方で、半数近くが追放刑以上の重い刑罰を宣告されていることには留意しておく必要がある。

ところで、囚人を訴訟に付す場合、国王は封印状によって自ら処分を行わず、国王裁判所に処分を委任しているわけである。つまり王権側とすれば、封印状によって拘禁や追放が可能であり、しかもバステューユにおいては迅速で内密な処分がしばしば求められていたにも拘らず、時間がかかりしかも事件が公になってしまう訴訟手続を取っていることになる。<sup>(9)</sup>禁書の印刷の廉で投獄された書籍商ニコラゾ Nicolazzo の事例において、この事件が「正規の手続を<sup>(10)</sup>



表2 囚人の訴訟を担当した裁判所（関与した犯罪内容別、1659-1715年）

犯罪内容 \ 裁判所	シャトレ	(シャトレに設置) 臨時委任法廷	(アルスナルに設置) 臨時委任法廷	訴願裁判所	高等法院	その他	不明	総計
「政治的な投獄」	18		42	10			1	71
スパイ行為	3						1	4
陰謀	2		20					22
反乱・騒動	5		22	10				37
言論統制違反	8							8
その他								0
瀆職	16		12				1	29
偽造	10	3	16	16		2		47
出版統制違反	68	1					2	71
宗教	4				1			5
プロテスタンティズム関係					1			1
ジャンセニズム関係								0
その他	4							4
風俗の壊乱	3		51			1		55
「毒殺事件」	1		51					52
その他	2					1		3
軍規違反						1		1
決闘					1			1
家族の要請								0
その他	16	23	2		1	2	8	52
犯罪内容不明	4					3	1	8
総計 (%)	139 (42.5)	27 (8.3)	123 (37.6)	26 (8.0)	3 (0.9)	9 (2.8)	13	340

Etudes, p.9-181 より作製。なお、筆者は先稿「統治構造に関する一考察」において訴訟に付された囚人数を320としているが(32頁)、本稿では彼らと同じ事件に関与し、投・出獄の仕方などから同様に訴訟に付されたと推測される者も含めて340名を抽出した。

表3 囚人に対する判決の内容

判決内容	囚人数
無罪	68
証拠調査の補充 plus ample informé	15
条件付の釈放※	6
死刑	30
漕役刑（無期）	39(12)
追放刑（無期）	38(4)
譴責・戒告・罰金	22
禁固	6
その他	7
総計	231

*Etudes*, p. 9-181 より作製。

※要請された時はいつでも出頭するという条件の下での釈放

踏んだ訴訟手続」に値するかどうかが問題とされているように、そこにはわざわざ訴訟手続を経るだけの必然性がなければならない。それではその必然性とは何か。

まず犯罪内容の側面から考えてみたい。表2を見ると、出版統制違反、瀆職、偽造に多くの訴訟開始例が認められる。ところが、スパイ行為は極めて重要な犯罪でありながら裁判にかけられた事例は殆ど無い。従って、犯罪の重要性は主要な要因ではないと考えられる。そこで注目したいのは投獄目的である。殆ど訴訟例が無いのは、スパイ行為の他、宗教犯罪、「毒殺事件 *Affaire des poisons*」を除く「風俗の壊乱」、軍規違反、決闘である。宗教犯罪の主要な部分を占めるプロテスタントに対して王権は訴訟ではなくバステューユへの投獄という措置を取り、その際の投獄目的が改宗の強制や家族の帰国を促すための人質であったこと、「風俗の壊乱」の中心を占める魔術に関してその弾圧手段が裁判から治安のレベルへ移ったこと、<sup>(12)</sup>軍規違反や決闘に関与した者は多く懲罰・矯正のための投獄と考えられること、以上の点を考慮すると、これらのカテゴリー

は投獄の時点ですでに殆ど裁判を前提としていないといえる。

ここでもう1つ留意すべき点は、裁判の場合はその事件の内容が公になるということである。<sup>(13)</sup> 投獄に際して王権がスキャンダルの広まりを警戒している様子が時に見られたが、バステューの特色は秘密裡の投獄、処分という点であり、公にしても構わない場合に裁判が行なわれたとも考えられよう。また、封印状は投獄に必要な容疑の確度を一切規定しないので、囚人すべてに十分な容疑があるとは限らないわけで、取調べの結果有罪であるとの王権側の判断がある程度は必要とされるであろう。<sup>(14)</sup>

さて、訴訟をする王権のねらいが実際に検出できる事例はさほど多くない。まず、プロテスタントの国外脱出を援助した廉で投獄された2人の囚人について、<sup>(15)</sup> 投獄後1ヶ月半ほどして宮内卿から治安総代理官に発送された訴訟開始の通知には次のようにある。「国王陛下は、王令と国王宣言の厳格さに従って、ビジョン Pigeon とサンドラ Sandras に対して訴訟を起こすことを望んでおられる。……これらの極悪人を見せしめにするにはこれより良い機会はない。彼らに対して我々は現在まで余りに寛大すぎた。」<sup>(16)</sup> つまり、国王は、この訴追によって王令や国王宣言の厳格な適用を広く知らしめることを意図している。このように裁判はバステュー投獄より効果的な見せしめとなる。

次に、「新改宗者 nouveau converti たちの結婚式を数回執り行った」廉で投獄された主任司祭ラ・セル La Serre <sup>(17)</sup> に対する訴訟の例を見よう。高等法院で訴訟を開始することが決定されて、バステューからコンシエルジュリ Conciergerie に移送される前日、高等法院の法院長 président に対して、宮内卿は次のように書き送っている。「もし告発された犯罪について彼がその罪を犯したと認められれば、彼に対して訴訟手続を進め、彼を罰すること以上に必要なことは、もはや何もありません。……仮に訴訟の結果、彼を釈放し得る何らかの軽い刑罰が宣告されるとすれば、陛下は、彼を獄外に出すことを望んではおられません。また、陛下は、……彼に対して宣告されるであろう判決を前もって私に知らせるよう望んでおられるのです。」<sup>(18)</sup> 王権が強力に訴訟に干渉しつつ、裁判による重い刑罰を期待していることが分かる。つまり、刑罰を科すことも

訴追の目的として考えられる。封印状は拘禁と追放しか命ずることができず、しかも拘禁は原則として終身とはされ得ない。従って、囚人を厳罰に処そうとすれば、裁判を経なければならない。

### (3) 出獄

出獄に関してケテルはすでに、釈放、死亡・自殺、誤認(即時釈放)、他の監獄への移送、裁判のための移送、という5つのカテゴリーを設定し、大革命に至る時期の「リスト」を統計的に処理した結果を示している。<sup>(19)</sup>しかし実際には出獄形態はさらに細かく分けられる。すなわち、釈放、<sup>(20)</sup>条件付き釈放、追放、他の監獄への移送、裁判のための移送、刑の執行による出獄、脱獄、及び獄死である。表4に示されるように、出獄に関しては釈放の多さが際立っている。条件を付けられた場合も含めると、実におよそ6割の囚人が釈放されたことになる。封印状による国王の直接的な裁定の結果である前者の4つの出獄形態のうち、釈放を除く3形態に関しては若干の説明を要するので、以下、「リスト」を処理したデータと共に詳しく見たい。

[条件付釈放] 釈放の際、条件が付けられる場合がある。<sup>(21)</sup>例えば、「宗教と国王に反する発言」の廉で投獄されたワイン商フヌ Fenou の釈放は、彼がプロテスタントであるため、出獄は3ヵ月間でしかないこと、それは助任司祭によってカトリックに教化してもらうためであること、もしこの期間に改宗しなかったら再投獄されること、という条件が付けられている。<sup>(22)</sup>この他釈放条件は様々で、国王軍に加わること(15名)、当局から要請された時はいつでも出頭すること(12名)、パリに留まること(9名)、パリあるいは宮廷に近づかないこと(8名)、辞職(5名)などである。また、プロテスタントに対しては多く改宗することが条件となっているし(20名)、<sup>(24)</sup>帰休許可なく軍務を離れた将校たちに対しては軍務復帰が条件とされている。同様に再犯しないという誓約後釈放される場合や保証人や保証金という条件を取る場合もあった。

[追放]<sup>(25)</sup> 追放は国外と国内の2つに大別できる。「レースを密輸する商人」モロー Moreau<sup>(26)</sup>の国外追放について「日誌」に「彼がフランス人でありカトリックであるにも拘らず、国王陛下の税のごまかしの見せしめとするために」とあ

表4 囚人の出獄形態（関与した犯罪内容別、1659-1715年）

出獄形態 犯罪内容	釈 放	条件 付き 釈放	追 放	移 送	他の 監獄 への 送	移 送	裁判 のため の 出獄	よ る 出獄	判決 の執行 に	獄 死	脱 獄	不 明	総 計
「政治的な投獄」	235 (46.0)	27 (5.3)	100 (19.6)	84 (16.4)	15 (2.9)	33 (6.5)	14 (2.7)	3 (0.6)	46	557			
スパイ行為	98 (43.9)	12 (5.4)	56 (25.1)	42 (18.8)	3 (1.3)	0	10 (4.5)	2 (0.9)	11	234			
陰謀	67 (47.9)	3 (2.1)	29 (20.7)	27 (19.3)	1 (0.7)	11 (7.9)	1 (0.7)	1 (0.7)	10	150			
反乱・騒動	35 (45.5)	4 (5.2)	6 (7.8)	5 (5.2)	4 (5.2)	22 (28.6)	2 (2.6)	0	9	86			
言論統制違反	14 (35.0)	1 (2.5)	7 (17.5)	10 (25.0)	7 (17.5)	0	1 (2.5)	0	12	52			
その他	21 (67.7)	7 (22.6)	2 (6.5)	1 (3.2)	0	0	0	0	4	35			
瀆職	58 (55.8)	8 (7.7)	7 (6.7)	8 (7.7)	12 (11.5)	4 (3.8)	6 (5.8)	1 (1.0)	13	117			
偽造	23 (31.5)	2 (2.7)	5 (6.8)	15 (20.5)	11 (15.1)	11 (15.1)	6 (8.2)	0	12	85			
出版統制違反	95 (50.5)	15 (8.0)	10 (5.3)	18 (9.6)	29 (15.4)	19 (10.1)	2 (1.1)	0	33	221			
宗教	155 (54.8)	36 (12.7)	22 (7.8)	58 (20.5)	5 (1.8)	0	6 (2.1)	1 (0.4)	34	317			
プロテスタントキズム関係	125 (53.6)	35 (15.0)	12 (5.2)	53 (22.7)	1 (0.4)	0	6 (2.6)	1 (0.4)	27	260			
ジャンセニズム関係	16 (64.0)	0	8 (32.0)	1 (4.0)	0	0	0	0	0	25			
その他	14 (53.8)	1 (3.8)	2 (7.7)	5 (19.2)	4 (15.4)	0	0	0	6	32			
風俗の壊乱	59 (26.0)	6 (2.6)	25 (11.0)	116 (51.1)	4 (1.8)	11 (4.8)	5 (2.2)	1 (0.4)	26	253			
「毒殺事件」	6 (13.0)	2 (4.3)	2 (4.3)	23 (50.0)	1 (2.3)	11 (23.9)	1 (2.3)	0	18	64			
その他	53 (29.3)	4 (2.2)	23 (12.7)	93 (51.4)	3 (1.7)	0	4 (2.2)	1 (0.6)	8	189			
軍規違反	60 (77.9)	11 (14.3)	1 (1.3)	5 (6.5)	0	0	0	0	5	82			
決闘	9 (75.0)	0	2 (16.7)	0	0	1 (8.3)	0	0	7	19			
家族の要請	11 (61.1)	1 (5.6)	1 (5.6)	3 (16.7)	0	0	1 (5.6)	1 (5.6)	9	27			
その他	104 (57.5)	6 (3.3)	7 (3.9)	36 (19.9)	6 (3.3)	20 (11.0)	2 (1.1)	0	30	211			
犯罪内容不明	217 (74.3)	9 (3.1)	18 (6.2)	36 (12.3)	7 (2.4)	0	5 (1.7)	0	128	420			
総計 (%)	1026 (52.2)	121 (6.2)	198 (10.1)	380 (19.3)	89 (4.5)	99 (5.0)	47 (2.4)	7 (0.4)	342	2309			

Etudes, p. 9-181 より作製.

るので、<sup>(27)</sup> 国外追放は外国人やプロテスタントに多いと考えられる。実際国外に追放された囚人の大部分が外国人である。従って、追放というより国外退去といった方が適当で、国外追放が必ずしも厳しい処分だというわけではない。他方、国内での追放は、パリからの追放(49名)、故郷あるいは自領地への追放(14名)、国王のいる場所からの追放(6名)などが見られる。パリからの追放は殆ど追放先を指定しておらず、パリにいないことが肝要であったのであろう。

[他の監獄への移送] 拘禁を継続するために他の監獄へ囚人を移送する場合がある。囚人の移送先を見ると(表5参照)、一般施療院、特にピセートル Bicêtre とサルペトリエール Salpêtrière が圧倒的に多い。他にシャラントン Charenton、フォル=レヴェク、ヴァンセンヌ Vincennes、王国各地の要塞、修道院などへの移送が見られる。移送先は、その監獄の働きに応じてある程度限定される。例えば、ピセートルやサルペトリエールはマルジノーを収容した強制収容施設であり、前者は男子、後者は女子専用である。<sup>(28)</sup> シャラントンも同様に施療院で、とりわけ狂人を収容した。<sup>(29)</sup>

表5 囚人の移送先

移 送 先	囚人数(裁判のため)	
Châtelet	93 (76)	裁判所及びその附属監獄
Salpêtrière	68	一般施療院 女性専用
Bicêtre	64	一般施療院 男性専用
Charenton	25	一般施療院 多く狂人を収容
For-l'Evêque	20 (3)	国家監獄。多く債務者を収容
Vincennes	19	国家監獄
Conciergerie	18 (8)	
Saint-Lazare	15	修道院
Petit Châtelet	10	多く債務者を収容
その他	143 (2)	殆どが王国各地の要塞
総 計	469 (89)	

Etudes, p. 9-181 より作製

また、これらの移送先での処遇がバステューユと比べてはるかに悪いことに留意しなければならない。当時の監獄の管理状態の悪さはすでに多く指摘されている。<sup>(30)</sup> フォル＝レヴェクは国王命令 *Ordre du roi*、すなわち封印状による囚人用に極めて穏やかな処遇をし得る監房を備えていたとされるが、<sup>(31)</sup> その他の施療院やシャトレの附属監獄の状態は極めて悪いものであった。例えば、先に挙げた元近衛将校ダンピエールはバステューユからギーズ城塞 *château de Guise* へと移送されたが、<sup>(32)</sup> 宮内卿は城塞司令官に対して、「1日につき20ソルで彼に生活必需品を与えてもよろしい」と指示している。<sup>(33)</sup> この囚人はバステューユにおいてもカロット *calotte* に閉じ込められており、<sup>(34)</sup> 決してその処遇が良かったとは思われないが、バステューユにおいてはブルジョアに5リーヴル、フィナンシェ *financier* や文筆家に10リーヴル、身分の低い者でも3リーヴルが1日に支給されていたことを考え併せると、<sup>(35)</sup> 移送先での処遇は非常に悪化したと考えられる。また、訴訟のためシャトレの附属監獄に移されたある囚人について、陸軍卿が「今いるシャトレから彼を引き出してバステューユに移すだけの心遣いをするにはあたらぬ」と書いていることから、<sup>(36)</sup> シャトレの監獄がバステューユより処遇が悪かったことも明らかであろう。このように、他の監獄へ移送された囚人たちは、新たにより厳しい条件の下での拘禁を宣告されたわけである。<sup>(37)</sup>

ところで、以上の諸形態はどのような理由、あるいは基準で決定されたのか。王権はこの点についていかなる規定もしていないし、出獄形態をどのような基準で決定したか明示している事例も見られない。出獄させるに至った理由を国務卿の発した出獄命令の中に拾ってみると、無実の判明と病氣(特に発狂)が多いが、<sup>(38)</sup> その他は個別に様々な理由で出獄に至っており、そこに一定の基準を見いだすのは困難である。出獄形態を囚人の関与した犯罪との連関において見た場合(表4参照)、指摘できることは、まず第一に、スパイに国外追放が多いことである。これは多くのスパイが外国人だったことによると考えられる。第二に、風俗の壊乱による投獄において他の監獄への移送が多いことも特徴的である。これは、「毒殺事件」に関与した囚人たちが多く王国各地の要塞へと移送さ

れたこと、<sup>(39)</sup>その他「風俗の壊乱」に関わった者たちの多くが一般施療院に移送されたことによる。<sup>(40)</sup>第三に、軍規違反と決闘において釈放が多いことも指摘できるであろう。このようにいくつかの特徴を指摘できたものの、全体的に見れば、これらの間に確固たる関連性があるとは思われない。このことは、一方では、投獄基準の無いこの監獄の囚人の犯罪への関与の程度が様々であったこと、他方では、国王が臨機応変に、つまり専断的に処分を決定したことを示すものであろう。

#### 註

- (1) 例えば、取調べが不十分と判断された時に処分の決定は延期される。本稿83頁のコンシダンの事例を見よ。
- (2) *Etudes*, p. 138, n° 1825.
- (3) *Archives*, t. XI, p. 63, <Chamillart à M. d'Argenson, 4 décembre 1703>.
- (4) スパイに対してはしばしば出獄が延期されている。その際、多くの場合期限は講和条約の締結時に設定されている。例えば、スイス人フラック Flach について、治安総代理官は、「旅券無しにフランスに來たことだけを責め得る」としているにも拘らず、「戦争の現在の状況」を考慮し、「まだ釈放できない」との見解を示している。  
*Etudes*, p. 156-157, n° 2033 ; *Archives*, t. XI, p. 427, <Rapports de M. d'Argenson>.
- (5) *Ibid.*, p. 68, <Rapport de M. d'Argenson>.
- (6) *Etudes*, p. XVII.
- (7) 例えば、「人々を反国王へと駆り立て、陛下の王位を失わせようとする中傷的な貼紙を貼った」エリアール Esliard の事例がある。*Ibid.*, p. 111, n° 1515 ; *Archives*, t. X, p. 16, <Rapport du 15 février 1695>.
- (8) この場合、囚人は刑の執行をもって出獄したと考えられる。
- (9) 捜査する側にとって専断的で迅速かつ内密な投獄が求められたことは想像に難くない。実際、ケテルによれば、治安総代理官グルジャンソンは裁判の遅さと無能さについて絶えず不満を述べていたという。Quétel, *La Bastille*, p. 43.
- (10) *Etudes*, p. 180, n° 2311.
- (11) *Archives*, t. XIII, p. 178, <Voysin à M. d'Argenson, 17 juin 1715>.



- (12) Chaunu(P.), Sur la fin des sorciers au XVII<sup>e</sup> siècle. Rapports sociaux et répressions dans la société d'Ancien Régime, *Annales E. S. C.*, a. 24(1969), p. 900. (長谷川輝夫訳「17世紀における魔術使いの終焉—アンシアン・レジームの社会における社会関係と抑圧—」『魔女とシャリヴァリ』新評論、1982年所収、14-15頁) なお、前出の「毒殺事件」については拙稿「クリミナリテ研究ノート」、38頁を参照。
- (13) 当時裁判文書はしばしば公開された。 *Etudes*, p. XXIX.
- (14) 例えば、「敵国との連絡を保っていた」スペイン軍の中隊長ラ・ヴァレット La Valette に関して陸軍卿から説明を受けた国王は、「彼に対して訴訟をするのに十分な、彼に不利な証拠が無いことを知り」、「講和まで彼を投獄しておく以外に取るべき方策が無い」と判断している。 *Etudes*, p. 156, n° 2030 ; *Archives*, t. XI, p. 415, <Chamillart à M. de Basville, 23 juin 1708> , p. 420, <Chamillart à M. d'Argenson, 16 août 1708> .
- (15) *Etudes*, p. 124, n° 1674, 1675.
- (16) *Archives*, t. X, p. 356, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 26 août 1701> .
- (17) *Etudes*, p. 120, n° 1622.
- (18) *Archives*, t. X, p. 235, <Pontchartrain au président de Lamoignon, 4 octobre 1702> .
- (19) ケテルはルイ14世治世期について、釈放65.1%、死亡・自殺2.4%、誤認(即時釈放)1.5%、他の監獄への移送17.9%、裁判のための移送13.1%、という数字を示している。 Quétel, *De par le Roy*, p. 33.
- (20) 厳密に言えば、「リスト」はこれらの事例を「出獄」としか表現しないが、出獄命令に特別な指示が付けられていないと考えられるので、本稿ではケテルと同様に釈放と見做すことにする。
- (21) 釈放に治安総代理官による叱責や出獄後の行動の監視命令が伴うこともあったが (例えば、 *Archives*, t. XI, p. 12, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 24 juin 1702> , p. 159, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 20 août 1704>)、このような例はいずれも治安当局の果たすべき義務であって、囚人に課せられたことが釈放の条件

- となっているわけではないので、ここでは釈放の条件とは見做さないことにする。
- (22) *Etudes*, p. 136, n° 1808.
- (23) *Archives*, t. XI, p. 90, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 26 septembre 1703> .  
デュ・ジュンカはこの出獄を「完全な釈放」と記すが、この条件の下で釈放が許されたのであるから、やはり無条件の釈放とは区別されるべきであろう。
- (24) プロテスタントの釈放はしばしば出獄後の行動の監視命令や改宗の保証人を伴うが、この点についてケテルは、釈放後の再転向者、再投獄者の多さに当局側は次第に安易な改宗を信じなくなっていくと指摘している。Quétel, *La Bastille*, p. 130.
- (25) ここで言う追放とは裁判による追放刑ではなく、封印状による追放である。国務卿は追放を「釈放」として出獄命令を発しており、またデュ・ジュンカも「完全な釈放」と記している。
- (26) *Etudes*, p. 106, n° 1458.
- (27) *Archives*, t. IX, p. 324, <Journal>.
- (28) Chassigne, *op. cit.*, p. 115-116; Funck-Brentano, *Les lettres de cachet*, p. 185-188; Quétel, *De par le Roy*, p. 181-184.
- (29) Funck-Brentano, *Les lettres de cachet*, p. 189; Quétel, *De par le Roy*, p. 187.
- (30) Deyon (P.), *Le temps des prisons. Essai sur l'histoire de la délinquance et les origines du système pénitentiaire*, Paris, 1975, p. 34-36. (『監獄の時代—近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄の起源に関する試論—』福井憲彦訳、新評論、1982年、36-39頁)
- (31) Chassigne, *op. cit.*, p. 118-119.
- (32) *Archives*, t. X, p. 150, <Pontchartrain à M. de Descajeuls, commandant de Guise, 16 avril 1697> . なお、この囚人の初出は本稿62頁。
- (33) *Ibid.*, p. 150, <Pontchartrain à M. de Descajeuls, 13 mai 1697>.
- (34) *Ibid.*, p. 150, <Journal>.
- (35) Funck-Brentano, *ses archives*, p. 65.
- (36) *Archives*, t. XIII, p. 69, <Voysin à d'Argenson, 19 février 1713> . シャトレの

監獄については Desmazes, *op. cit.*, p. 334-348 を参照。

- (37) 一般施療院への移送の場合、移送先での拘禁期間が予め指定される事例が時に見られる。例えば、*Archives*, t. XI, p. 301, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 13 novembre 1706> を見よ。
- (38) 例えば、国王に対する暴言と瀆聖を告発されたパン職人見習いのラマ Lamas は、「いつまでもバステューに留まっていなければならない」はずであったが、22 年に及ぶ拘禁の末、ピセートルへ移送されている。というのもこの囚人が「赤痢にかかり、痴愚ようになってしまった」からで、「彼を閉じこめておくのに適当な唯一の場所」であるこの施療院へと移送することになったのである。*Etudes*, p. 109, n° 1491; *Archives*, t. IX, p. 496, <Rapport de M. d'Argenson>.
- (39) *Archives*, t. VII, p. II, 128-187.
- (40) 一般施療院に多く移送されたことについてラヴェソンは、改悛した老国王が「かつて諸高等法院に委ねていた軽罪に自ら取り組もうとした」ために、「バステューがピセートルやサルバトリエールの支店となった」としている。*Archives*, t. XI, p. I.

#### 第 4 章 投獄の有効性

以上の分析過程において散見された囚人に対する処遇の良さは、バステューの機能にとってマイナスの要因と思われる。また、釈放の多さに端的に示されるように、囚人に対する処分も彼らに関与した犯罪の反王権的性格を考慮すれば、全般的に穏やかであるとの印象を否めない。そこで本章では、処遇が良く、結果的に多くの囚人を釈放していたこの監獄が、反王権の犯罪に対処する機関として十分に機能していたのか、以下検討する。

##### (1) 処遇の側面

バステューの囚人の処遇の良さは、その暗黒の「神話」を否定するものとしてすでに指摘されている。すなわち、この監獄の囚人は、環境の良い監房に収容され、豊富な食事と衣類を供給され、退屈と孤独の緩和のために様々な措置

が取られ、身の回りの世話は牢番、時には囚人自身の召使がしたという。<sup>(1)</sup> 実際、史料の残存状況が比較的の良い親政後半期(1685-1715年)の『古文書』を繙けば、「日誌」と国務卿の発する処遇の指示命令から、そこに確認される囚人154名について、面会許可56例、散歩許可28例、召使を付ける許可16例、手紙を書く許可13例、ミサを聴く許可2例、外出許可1例などを確認できる(重複して許可された事例を含む)。また、囚人の11名は総督と食事を共にし、26名は様々な請願書(例えば釈放の請願)を獄中から国務卿に提出している。確かに、処遇の悪かった囚人がいなかったわけではなく、<sup>(2)</sup> 従って、必ずしも囚人全体の処遇が良好だったとは言えないが、ここで注目されるのは、当時一般的に言われる監獄の悲惨な状態と比べてバステューユにおける処遇が全体的に見てかなり良かったということである。

このように、処遇の良かった囚人はかなり多かったと考えられるが、上述のような処遇の良さは反王権的犯罪に臨む王権にとってマイナスではなかったのか。この点を考えるにあたってとりわけ注目すべき事例は、彼の面前であるブルジョアの息子を虐待した将校の名を供述させるために投獄された連隊長サン=セルナン Saint-Sernin の例である。<sup>(3)</sup> 彼は「その情報を提供する時まで拘禁されたままでありと言い聞かせられた」ものの、その将校の名を供述しようとはしない。<sup>(4)</sup> 自らこの囚人を尋問した治安総代理官は、事件自体を全く知らないと主張するこの囚人に関して陸軍卿に対して次のような懸念を表明している。「バステューユの総督殿が彼に対して良い処遇を施すことは(アベイ Abbaye 監獄における彼の悲惨な状況とは非常に違っております：原文のまま)、彼により誠実な供述をさせるのにあまり適切ではないと私は信じております。」<sup>(5)</sup> というのも、アベイ監獄から移送されたいこの連隊長は、バステューユでは面会を許可され、召使を付けることを許されていたからである。<sup>(6)</sup> この進言によって処遇が変更されたかどうか不明だが、結果は治安総代理官の懸念した通りになっている。つまり、この投獄は当初から1ヶ月の期限付だったらしく、この将校は知らぬ存ぜぬを押し通したままおよそ1ヶ月後に釈放されているのである。<sup>(7)</sup>

この事例は、供述の強制という投獄目的に処遇の良さがマイナスに作用した

ことを明確に示している。しかし、処遇の良さを示す事例の多さに比べて、処遇の良さがマイナスに働いたこのような事例は親政後半期においてはこの1例しか確認できない。処遇を総督に指示する際、国務卿は通常その理由を説明しないが、処遇を指示する国務卿と投獄命令に副署する国務卿は通常同じであるから<sup>(8)</sup>、その国務卿が投獄目的に障るような処遇を許すとは考え難い。処遇を左右する要因としては、投獄の目的と囚人の社会的出自、及び有力者などによる外部からの働きかけ等が考えられる。しかし、そのような働きかけは殆ど確認されない。また、社会的出自は確かに考慮されたであろうが、投獄目的に障るような処遇が許可されたとは考えにくい。さらに、例えば、軍規に違反した連隊長シャントラン Chantran<sup>(9)</sup>は、治安官吏に逮捕・連行されることなく、ヴェルサイユからバステューユへ従者を連れて自ら赴き、バステューユにあっては散歩を許可され、他の囚人たちと食事をするといった処遇の下に約2ヶ月間留め置かれた後、「十分に罰せられた」と見做され、釈放されている。このような事例から見ても、処遇の良さがバステューユの機能に支障をきたしたことを示す史料が無いのは、そのような処遇がこの監獄の機能を損ねなかったためだと考えられる。社会的出自の高い囚人がかなりいたこと、わずかな容疑でも投獄していたこと、さらにこの監獄が多様に機能していたことを考慮すれば、良好な処遇から厳しい処遇まで、囚人に応じてあるいはその投獄の目的に応じて様々な処遇を提供し得るその処遇の多様性もまたバステューユの持つ機能の1つといえるのではなからうか。

## (2) 出獄判断の側面

次に、王権が投獄に際して想定した目的がどの程度達成されたかを検証することによって、バステューユ投獄の有効性を検討したい。まず、ジャンセニスム関係の出版のために投獄されたルアンの書籍商・印刷業者 libraire-imprimeur ジョル Jores<sup>(11)</sup>の例を見よう。治安総代理官は囚人の妻からの釈放の請願に関して、「少なくとも丸一年の間バステューユに留まらねばならない」との見解を示している。その理由を彼は次のように付け加える。「ルアンの印刷業者の放縦は他のどの町よりもひどく、このような見せしめの必要がある。と

りわけ、誹謗文書の悪弊が習慣化したように見え、以前よりずっと公共の安寧を乱している時はなおさらである。<sup>(12)</sup>」この書籍商を投獄する目的は見せしめであると考えられるが、その目的を達成するためには少なくとも1年間の拘禁が必要というわけである。次に、スパイとして地方で逮捕され、尋問のためにバステューユに移送されたアイルランド人修道士コンシダン Considin<sup>(13)</sup>の例を挙げよう。投獄後およそ2ヶ月して再び発送された尋問命令には、「一度尋問しただけでは不十分である。彼をさらに尋問し、供述させるよう努めなければならない」とある。<sup>(14)</sup>このため彼は「リヨンとフランシュ=コンテの管区長たち provinciaux から彼に関する情報を受け取る時まで」拘禁されねばならなかった。ここでは尋問の際十分な供述が得られず、しかも囚人について外部からの情報が期待できるので、拘禁は継続されている。このように、投獄目的が未達成の時は出獄あるいは処分は延期され、結果的に拘禁は継続されるといえる。

それでは投獄目的が達成されれば出獄に至るのか。前出の将校シャントランは「拘禁によって彼の罪を十分に罰せられた」と国王に判断され、釈放されている。<sup>(15)</sup>同様に、家具職人ミジョン Migeonら2名は「反乱を組織しようとして(プロテスタントたちの)会合を催し、極めて悪質な発言をした」として投獄されたが、<sup>(16)</sup>教化を任された神父からの十分に教化されたという報告に基づいて、釈放の運びとなっている。<sup>(17)</sup>さらに、「外国からの禁書の小売」の廉で投獄された元中尉 lieutenant ブレーズ Blaize<sup>(18)</sup>の出獄に際して、尋問によると無実、という治安総代理官の見解に依拠し、宮内卿はいう、「これ以上長く彼をバステューユに拘禁することは正当ではない。」<sup>(19)</sup>取調べの結果真相が解明され、無実あるいは犯罪性の低さが判明して釈放されたわけである。このように、投獄の時点での王権側の目的が達成された時、出獄に至ると考えられる。

しかし、王権側が当初の目的を達成できないまま出獄させた事例もわずかながら無いわけではない。例えば、スパイとして投獄されたジュネーヴ出身の弁護士カサン Cassin<sup>(20)</sup>の出獄は以下のように記録されている。「(カサンは)詐欺師でありスパイでもある。しかし、そのことは証明され得なかった。そのため、彼に関する書類はすべて焼却され、2日以内にパリを去れという命令によって

彼はジュネーヴの自宅へと送り返される。<sup>(21)</sup>」かくて、カサンは国外追放に処せられたのであった。また、「国王のものと似通った毒付きハンカチをヴェルサイユの小教会堂に落とさせた」、つまり国王毒殺を企てたとして投獄された修道女ブレドヴィル Bredeville<sup>(22)</sup>の例を見よう。彼女は実に13回も尋問を受け、その尋問は厳しかったようであるが、投獄から1年ほど過ぎた時点で治安総代理官は、「14ないし15ヵ月間の拘禁を経て言わなかったことを、彼女が15年後に言うとは私には思えない」と書き記している。<sup>(23)</sup>彼女は結局プルターニュにある修道院へ移送され、レンヌ司教及びこの地のアンタンダンに対して彼女の行動の監視が命ぜられたのであった。<sup>(25)</sup>

さらに、出版統制違反で告発されたドイツ人ホッターマン Hotterman<sup>(26)</sup>について、「報告」には「手製雑誌を公然と販売していました」とその犯罪内容を詳述した後に、次のような記述がある。「彼はこの商売で1年間に2000リーヴル以上を得ていましたが、5ヵ月間の投獄と職の喪失によってその過ちを十分に罰せられています。しかしながら、見せしめのために、釈放命令によって彼をパリから40、50リユーの所に追いやる必要があります。これは、この人物の投獄によって矯正され得なかった同じ類の著作者たちすべてが、パリからの追放を恐れるようにです。パリ追放は、彼らにとっては他のどの刑罰よりも耐え難いのです。<sup>(27)</sup>」バステュー投獄という見せしめの効果が思いのほか上がらず、それ故、再度見せしめのためのパリ追放という処分が下されたのであろう。

このように、証拠不十分・供述の強要の失敗などによって犯罪の立証ができないまま出獄された事例、あるいは投獄目的の達成半ばで出獄した事例もわずかながらないわけではない。<sup>(28)</sup>しかし、最終的な処分は拘禁中の失敗を補うような形で行なわれており、このような事例がバステューの機能の低さを示すとは必ずしも言えないであろう。王権による出獄判断は、殆どの場合、投獄時に想定された目的の達成に基づいていた。被疑者の取調べ・処分の決定がバステュー投獄の主たる目的であったことはすでに見たが、しばしば出されている尋問命令が示すのは、十分な取調べ、事件の解明に対する王権側のこだわり

と言える。反王権的犯罪に関与したとして投獄された囚人に対する処分が結果的に穏やかであったとしても、そのことはバステュー投獄の有効性を否定するものではなく、王権が反王権的犯罪に関わる些細な疑いに対しても極めて敏感な反応を示していたこと、予防的な投獄をしていたことを意味しているのである。<sup>(29)</sup>

#### 註

- (1) *Archives*, t. I, p. XX-XXVI; Funck-Brentano, ses archives, p. 57-58, 61-73.
- (2) 例えば、この同じ時期に、極めて環境の悪い監房、すなわち各塔の地下にあった独房 *cachot* と最上階にあったカロットと呼ばれる監房に各々29、41名収監されているのが確認される。
- (3) *Etudes*, p. 165, n° 2133.
- (4) *Archives*, t. XIII, p. 2, <M. d'Argenson à Voysin, 25 novembre 1711>.
- (5) *Ibid.*, p. 2, <M. d'Argenson à Voysin, 8 décembre 1711>.
- (6) *Ibid.*, p. 3, <Voysin à M. de Bernaville, 9 décembre 1711>.
- (7) *Ibid.*, p. 3, <Saint-Sernin à d'Argenson, 4 janvier 1712>, <Voysin à d'Argenson, 13 janvier 1712>.
- (8) 親政後半期(1685-1715年)においては154例中134例、つまり87.0%が同一である。
- (9) *Etudes*, p. 111, n° 1519.
- (10) *Archives*, t. X, p. 11, <Journal>.
- (11) *Etudes*, p. 174, n° 2233.
- (12) *Archives*, t. XIII, p. 127, <Rapport de d'Argenson>.
- (13) *Etudes*, p. 143, n° 1876; *Archives*, t. XI, p. 181, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 8 octobre 1704>.
- (14) *Ibid.*, p. 187, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 26 novembre 1704>.
- (15) *Archives*, t. X, p. 12, <Barbezieux à M. de Besmaus, 13 février 1694>.
- (16) *Etudes*, p. 137, n°s 1811, 1812; *Archives*, t. XI, p. 90, <Journal>.
- (17) *Ibid.*, p. 93, <Le P. Riglet à M. d'Argenson, 13 décembre 1704>, <Pontchartrain



à M. d'Argenson, 22 décembre 1704) , <Journal>.

- (18) *Etudes*, p. 107, n° 1470.
- (19) *Archives*, t. IX, p. 319, <Pontchartrain à M. de La Reynie, 1<sup>er</sup> octobre 1691>.
- (20) *Etudes*, p. 142, n° 1871.
- (21) *Archives*, t. XI, p. 189, <Journal>.
- (22) *Etudes*, p. 134, n° 1783.
- (23) *Archives*, t. XI, p. 75, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 27 mars 1703>.
- (24) *Ibid.*, p. 80-81, <Rapport de M. d'Argenson, 15 mars 1704> . この囚人の処分について治安総代理官は次の3通りの見解を示している。1. 正気を失わせないように拘禁の条件を緩和してバステューユでの拘禁継続。2. 国王の許可なく外に出さない条件付きで地方の修道院への移送。3. ナントやボルドーなどの遠方の城塞への移送。
- (25) 国王が「パリから遠い修道院、ないしはどこかの城塞」への投獄を望んだためこのような処分となったのである。 *Ibid.*, p. 81, <Pontchartrain à M. d'Argenson, 16 avril 1704>.
- (26) *Archives*, t. XI, p. 19, <Journal> ; *Etudes*, p. 130, n° 1734.
- (27) *Archives*, t. XI, p. 21, <Rapport du 2 décembre 1702>.
- (28) 以上の例は囚人に対して拘禁中に為すべき手続は踏んでいたが、その手続も経ずに出獄した事例もわずかながら見出させる。すなわち、外部からの出獄要請によって、囚人自身の状態が問題とされることなく出獄された事例である。亡命中のイギリス王ジェームズ2世、パリ大司教、ポシュエなどの有力者から出獄要請が為された場合、王権側は投獄目的の達成度以上に、出獄を要請した人物の影響力を考慮して対応している。例えば、スパイ行為で投獄されたスコットランド人貴族ゴードン Gordon は、イギリス王の側近を介してわずか10日で自由を手に入れている。スパイの疑いがあり、新教徒でもあったこの囚人は、宮内卿もその釈放を望まなかったにも拘らず、外交的配慮が優先されて釈放されたと考えられる。 *Etudes*, p. 143, n° 1884 ; *Archives*, t. XI, p. 189, <Journal>, p. 190, <Pontchartrain au duc Perth, 10 décembre 1704>. また、プロテスタントとして投獄された貴族パトラ Patras の釈

放は、「全く改宗しないまま」であったにも拘らず、ボシュエを介して為されたものであった。*Etudes*, p. 110, n° 1498 ; *Archives*, t. IX, p. 482, <Journal>.

(29) ファンク=ブランタノは、バステューエへの投獄は処罰のためではなく「慎重を期して」あるいは「用心のために」行なわれたと指摘する。Funck-Brentano, *ses archives*, p. 49.

## 終わりに

一般の監獄に見られる投獄、すなわち未決勾留と負債の支払い強制のための投獄は、バステューエにおいては殆ど重要ではなかった。本稿で確認されたのは、懲治監獄的な投獄、政治的な投獄、取調べ・処分決定のための投獄など極めて多様な機能のあり方であった。このような機能の多様性を支えていたのは、封印状という専断的で迅速かつ内密な投獄手続、外部との強固な遮断性、目的に応じた処遇の多様性、そして何よりも治安機構の頂点に立つ治安総代理官との密接な関係であった。バステューエの主たる機能が治安総代理官による被疑者の取り調べ、国王による直接の処分決定であったとすれば、バステューエは封印状による国王自らの「裁判」の場であったとすることができる。

この観点からとりわけ重要なのは、反王権的犯罪に臨む国王が、バステューエに投獄することによってその囚人に対する「裁判権」をより確実にした点である。バステューエは国王直轄で高等法院の管轄外にあったが、<sup>(1)</sup>実際にこの監獄が高等法院と一定の距離を置いていたことは、囚人の犯罪捜査、訴訟手続の各々の段階で高等法院の介入が阻止された事例によってすでに示した通りである。<sup>(2)</sup>封印状によって処分すべき、いわば「国王の囚人」に対して高等法院が介入してくるのをバステューエへの投獄は妨げ得る。かくて、治安総代理官による迅速かつ十分な捜査を経て、迅速かつ専断的な処分、すなわち国王による「裁判」がバステューエにおいては可能なわけであった。この処分は必ずしも封印状による処分に限定されることなく、通常国王裁判所に委ねられる場合もあったが、その場合でも処分のイニシアティブは常に国王の側にあったのであ

る。このように、バスティーユにおいて反王権的な犯罪を国王自身が「裁いた」ことがバスティーユの治安機構における特異性を示していると言える。釈放の多さや拘禁期間の短さは重要な事件を扱う王権が些細な疑いに対しても極めて敏感に反応していたこと、及び迅速に処分を決定したことの表れであり、バスティーユの機能の低さを示すものではないのである。

ルイ14世親政期は、王権を根底から揺り動かしたフロンドの乱を経て、臣民統治を確立するために治安の確立、維持が急務とされた時期であった。この時期王権は自らに権力を集中させる制度を整えつつあったが、臣民統治に関する王権の理念とその実態との間に乖離があったとすれば、それを補うには制度を越えた装置が必要であったと考えられる。すなわち、王権は一方では治安面での自らへの権力集中を指向して1667年に治安総代理官職を創設し、他方では1670年に「刑事王令 Ordonnance criminelle」を発し刑事訴訟手続の確立を図った。このような法的な整備とそれを越えた形での絶対的な支配の確立を望む王権の意図との間のギャップを埋めるものこそバスティーユと言えるのではないか。様々に機能し得たその機能の柔軟性によってバスティーユは、当時整備されつつあった治安機構の有効な機能を確保するとともに、当時の錯綜し硬直化した裁判機構の機能を補完していたといえる。このような柔軟性こそ王権がバスティーユの機能を規定しなかった最大の理由といえるであろう。バスティーユが反王権勢力を排除した国王—国務卿—治安総代理官という一貫した管理体制の下に置かれ、国王の専断的意志を体現する場であり得たことを考え併せるならば、バスティーユはその機能の柔軟性と補完性によって治安行政の側面における王権の意志の貫徹を可能ならしめたと考えられる。

この柔軟さはすなわち専断性を示すものである。絶対王政期における社团的編成に基づく統治構造、すなわち王権が社団を介してその支配の貫徹に努めたことはすでに指摘されている<sup>(3)</sup>。しかし、このような統治構造の中であって、柔軟で簡潔なバスティーユの機能のあり方に我々が見るのは、いわば間接的な支配を超えた直接的な支配の形態であり、まさにこのような意味でバスティーユの存在は王権の「絶対的」な側面を示すものであった。

## 註

- (1) Funck-Brentano, *Les lettres de cachet*, p. 161.
- (2) 拙稿「統治構造に関する一考察」、34頁。
- (3) 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979年、183-233頁。